

野生鳥獣による農作物被害対策に活用できる補助制度

鳥獣害対策は、①侵入防止対策（柵、追い払い等）、②集落環境管理（鳥獣が近づきにくい環境づくり）、③加害個体の捕獲の3項目を総合的に実施することで被害の低減効果を発揮します。

地域で実践できる侵入防止対策や生息環境管理に活用できる補助制度を、以下にまとめましたので、是非ご活用を検討ください。

1 侵入防止柵の整備に活用できる補助制度

（1）国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」

①補助内容

侵入防止柵や通電性防草シートの整備を補助

②補助率

- ・自力施工の場合は、国定額
- ・委託施工の場合は、国 1/2 以内

③要件

- ・柵の整備と併せて、生息環境管理や捕獲を一体的に行うこと
- ・受益戸数が3戸以上
- ・費用対効果(B/C)が1.0以上となること

補助対象経費の上限単価(国・県事業)

対象獣種	侵入防止柵の種類	上限単価(円/m)
獣種共通	電気柵/段	148
	ネット柵	1,090
	通電性防草シート	254
イノシシ	金網柵(ロール状)	1,970
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,290
シカ	金網柵(ロール状)	2,790
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,950
サル	電気柵/段	148
	ネット柵	1,090
	耐雪型侵入防止柵	3,600

【侵入防止柵の設置例】



電気柵+通電性防草シート
(イノシシ用)



金網柵(イノシシ用)



電気柵+耐雪型ワイヤーメッシュ柵
(イノシシ、サル用)



通電性ネット柵(イノシシ、サル用)

（2）県の「富山県鳥獣被害対策強化支援事業」

国事業の補助対象とならない侵入防止柵の整備を補助（受益戸数3戸未満、費用対効果(B/C)が1.0未満）

①予防対策

ア 獣種共通・イノシシ・シカ用侵入防止柵

補助内容：イノシシ等の痕跡がある圃場での侵入防止柵の整備を補助

補助率：県 1/2 以内

イ サル用侵入防止柵

補助内容：サル用侵入防止柵の整備の補助

補助率：県 1/2 以内、市町 1/4 以上

ウ 要件

- ・地域ぐるみによる追い払い活動の実施が見込まれる地域
- ・集落単位で農地保全等に取り組んでいる地域
- ・柵及び柵周辺の維持管理が適正に実施されると見込まれる地域

②負担軽減対策

ア 補助内容：耐雪型侵入防止柵の整備を補助

イ 補助率：県 1/2 以内、市町村 1/4 以上（上限単価 3,600 円/m）

ウ 要件

- ・高齢化率が 35%以上の地域
- ・捕獲と一体的に柵を整備し、捕獲効率の向上が見込まれる地域
- ・柵及び柵周辺の維持管理が適正に実施されると見込まれる地域

（３）国の「中山間地域直接支払制度」

①補助内容：農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地の保全に向けた共同取組活動を支援（柵の購入経費、設置労賃等も対象）

②補助率：（一般）国 1/2、県 1/4、市町 1/4、（知事特認）国 1/3、県 1/3、市町 1/3

③要件：活動計画書の「第５ 農業生産活動等として取り組むべき事項、１ 農用地に関する事項」のうち「⑤協定農用地への柵、ネット柵等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。」の欄にチェックが必要

（４）国の「多面的機能支払交付金」

①補助内容：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うもの。（柵の購入経費、設置労賃等も対象）

②補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

③要件：農地維持活動に加え、資源向上支払（共同）に取組み、多面的機能の増進を図る活動のうち「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」に取り組むことが必要。

2 集落環境管理に活用できる補助制度

（１）国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」

①補助内容：緩衝帯整備、放任果樹の伐採、雑木林の刈払い（業者等への委託可）

②補助率：国 1/2 以内

※有害鳥獣害対策実施隊が行う場合は定められた上限額以内で定額支援

※大規模緩衝帯（1 ha 以上）を整備する場合は、上限単価 48 万円/ha

③要件：生息環境管理と併せて、柵の整備や捕獲を一体的に行うこと



放置された柿の木(左)と伐採後(右)



柵近くの高く伸びた竹藪(左)と伐採後(右)

（２）県の「里山再生整備事業」

①補助内容：緩衝帯整備、雑木林の刈払い（森林業者等への委託可）

②補助率：県 10/10

③要件

- ・地域住民による整備後の維持管理が必要
- ・対象森林の整備および管理・利用について、地域の合意のもと、市町村により里山管理利用計画が策定されること
- ・概ね 5 ha 以上のまとまりがある森林を有すること。ただし、河岸段丘など平野部に突出した里山林は 2 ha 以上

(3) 国の「中山間地域直接支払制度」

- ・ 1 (3) と同様。業者等への委託可

(4) 国の「多面的機能支払交付金」

- ・ 1 (4) と同様。規模や技術面からみて活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り業者等への委託可。

補助制度の活用を希望される場合は、市町村の鳥獣関係の部署へご相談ください。